



## 5. 違反の概要

### ①事業用自動車の使用停止処分

1. 届出を行った旅客の運賃及び料金の収受を適切に行っていなかった。  
(道路運送法第9条の2第1項)
  2. 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための国土交通省令で定める事項を遵守していなかった。  
(道路運送法第27条第3項)
- ・乗務の中間の点呼を実施していなかった。  
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第3項)

### ②文書警告

1. 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための国土交通省令で定める事項を遵守していなかった。  
(道路運送法第27条第3項)
- ・運送引受書の記載を適切に行っていなかった。  
(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)
  - ・点呼の規定事項の記録を適切に行っていなかった。  
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)